

虐待を見かけたら！ “もしかして”と思ったら！

しょうがいしゃ ぎゃくたい つうほう

墨田区24時間 障害者虐待通報ダイヤル

(24 時間・365 日受け付けます)

■ 相談・通報は下記へご連絡ください

専用ダイヤル 03-3625-1103



ファクシミリ 03-5608-6423

メー ル kikansoudan@city.sumida.lg.jp

※ファクシミリ・メールの場合は、相談の内容等により返信に日数がかかる場合や回答ができない場合があります。

障害者虐待防止法は、虐待を受けた障害者と、養護者を支援するための法律で、平成 24 年 10 月に施行されました。

■ 障害者への虐待は、

- ・ 重大な人権侵害です。
- ・ 特定の人や特定の家庭だけに起こるわけではありません。
- ・ 虐待を受けている障害者自身が、虐待だと認識できない場合や、被害を訴えられない場合があります。
- ・ 家族などの養護者が、自分でも気が付かないうちに、障害者を虐待している場合があります。

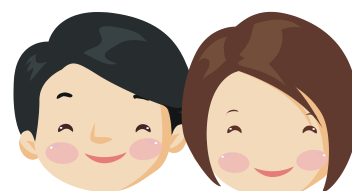
■ 障害者虐待防止法では、虐待を次の 3 種類に分けています。

日常生活の場で	福祉サービスを受ける場で	働く場で
障害者の介護や世話をしている家族・親族など養護者による虐待	障害者が利用するサービス事業所の職員による虐待	障害者を雇い働かせている事業主などによる虐待

■ 養護者による虐待には、以下のようにさまざまな要因が考えられます。

養護者を支援していくことも、この法律のとても大切な目的です。

- ・ 介護疲れ
- ・ 障害にどう対応したらよいかわからない
- ・ 障害者サービスの種類や使い方がよくわからない
- ・ 家族間の人間関係に悩んでいる
- ・ 自分自身も病気や障害をかかえている



みんなの笑顔が大切です

■ 虐待は、身体的な暴力ではありません

虐待の内容	内容・例
①身体的虐待 	体にあざや痛みを与えるような暴行や体罰を加えたり、正当な理由なく体の動きを抑制すること。 ・たたく、ける、つねる、やけどをさせる ・体を縛りつける、部屋に閉じ込めるなど
②性的虐待	障害者に無理やりわいせつな行為をしたり、させたりすること。 (表面上は同意しているように見える場合があります。)
③心理的虐待 	言葉や態度で、侮辱や嫌がらせなどを行い、障害者に精神的な苦痛を与えること。 ・どなる、悪口を言う、無視をするなど
④放棄・放任 (ネグレクト) 	必要な世話や介助をしなかったり、必要なサービスの提供を行わないこと。 ・食事、排せつ、入浴、洗濯などの介助をしない ・介護が必要な障害者を長時間放置する ・医療、教育、福祉などのサービスを受けさせないなど
⑤経済的虐待 	本人の同意なしに(又はだまして)、障害者の財産を使ったり、正当な理由なく本人が希望する金銭の使用を制限すること。 ・障害者の預金、年金、賃金を勝手に使う ・生活に必要なお金を渡さないなど

■ 虐待を防ぐためには、

- ・小さな兆候を見逃さず早期に発見することが重要です。
- ・虐待を受けた障害者だけでなく、養護者を含めて支援し、地域で見守っていくことが、根本的な虐待防止につながります。

■ 虐待かなと思ったら、すぐにご連絡ください。

- ・どなたからの相談・通報の連絡も受け付けます。

障害者本人

虐待を見かけた方

虐待してしまった養護者

- ・通報者のプライバシーは守ります。
- ・匿名での連絡も受け付けます。
- ・虐待でなかった場合も、その責任は問われません。
- ・障害者手帳を持っているかどうかわからない場合でも、受け付けます。

- ・ 障害者虐待防止法では、虐待を発見した方に対して通報義務が課せられています。

墨田区障害者虐待防止センター（障害者基幹相談支援センター）

窓口：墨田区役所3階 障害者福祉課内

電話：03-5608-1596

（月～金 8：30～17：00 ※休日・年末年始を除く）

ファクシミリ：03-5608-6423

メール：kikansoudan@city.sumida.lg.jp

障害者虐待防止法…「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」